特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
35	児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費支給決定事務
②事務の内容	児童福祉法による障害児通所給付費支給決定事務とは、療育の必要な障害児に対して通所支援を行う場合に、支給の決定を行う事務である。児童福祉法による障害児通所給付費支給決定の実施に当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①　障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ②　高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定 ③　障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ④　肢体不自由児通所医療費の支給申請の受理、支給決定 ⑤　他の法令による給付との調整 ※上記の事務のうち、電子申請の対象として設定している手続については、サービス検索・電子申請機能を利用して申請を受け付ける。 なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 〇情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 　当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 〇情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 　番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。
③対象人数	[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	統合番号連携システムは、中間サーバー(団体内統合宛名システム経由)、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。個人番号は、団体内統合宛名システム及び統合番号連携システムで管理する。 (1) 統合番号管理機能 　統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報(住所、氏名、性別、生年月日)を紐づけて管理する機能。 (2) 符号管理機能 　符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。 (3) 情報照会側機能 　特定個人情報の照会業務を行うための機能。 (4) 情報提供側機能 　特定個人情報の提供業務を行うための機能。 (5) 中間サーバー稼働状況確認機能 　連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (6) 個人番号・統合番号変換機能 　個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (7) データ連携機能 　既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。 (8) データ変換機能 　文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 　統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[〇] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [〇] その他　(中間サーバー、既存業務システム　)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 (1) 符号管理機能 　符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能 　情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 (3) 情報提供機能 　情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム、統合番号連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (5) 情報提供等記録管理機能 　特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 (6) 情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 (7) データ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) セキュリティ管理機能 　中間サーバーのシステム方式設計書の記載に沿って、対応する。 (9) 職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 (10) システム管理機能 　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム3	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	当該事務においては、住民基本台帳ネットワークシステムの機能のうち、次の機能のみ使用する。 (1) 本人確認情報検索 　統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (2) 機構への情報照会 　全国サーバーに対して個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）

システム4	
①システムの名称	情報共有基盤システム
②システムの機能	情報共有基盤システムは、既存住民基本台帳システム、税務システム等と連携し、情報共有基盤システム上に構築された業務システム（以下「基盤関連システム」という。）が利用する住民情報の一元管理を実現する。 (1) 統合データベース機能 基盤関連システムが利用する住民情報を保管及び提供する機能。 (2) データ連携機能 既存住民基本台帳システム、税務システム等とデータを連携する機能。 (3) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (4) 個人認証機能 基盤関連システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。 (5) システム管理機能 情報共有基盤システム及び基盤関連システムにおけるバッチの状況管理、サーバーの死活監視等を行う機能。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 基盤関連システム　　）

システム5	
①システムの名称	オンライン申請管理システム
②システムの機能	オンライン申請管理システムは、マイナポータル上のサービス検索・電子申請機能から提出された申請データをダウンロードし、表示、印刷、ステータス管理等を行う機能を有する。 (1) シリアル番号紐付情報の取得 申請データには、申請者を特定するための情報として、申請者の、利用者証明用電子証明書のシリアル番号　（以下「シリアル番号」という。）が含まれる。オンライン申請管理システムは住民基本台帳ネットワークシステムからシリアル番号に対応する住基個人コードを受領し、申請者を特定するための情報として用いる。 (2) 申請データの取り込み オンライン申請管理システムは、申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする。 (3) 申請データのデータベース格納 申請データは、１申請ごとに1つの申請ZIPファイルに格納されるため、オンライン申請管理システムは申請ZIPファイルを展開し、データや添付ファイルをオンライン申請管理システムのデータベース等に格納する。 (4) シリアル番号による申請者特定 申請者の特定を効率的に行うため、申請ZIPファイル内のシリアル番号から住基個人コードを(1)の機能を用いて取得し、データベース等に格納する。 (5) 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データや添付書類等を参照する機能や、審査状況を設定する機能を有する。 (6) 業務システムとの申請データ連携
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ サービス検索・電子申請機能　　）

システム6～10		
システム6		
①システムの名称	障害児通所システム	
②システムの機能	障害児通所システムは児童福祉法に基づく障害児通所支援等の支給決定を行う。 （1）障害児通所支援支給決定機能 （2）負担額判定機能 （3）支給決定者管理機能	
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー、既存業務システム　　）	
システム7		
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	
②システムの機能	サービス検索・電子申請機能は、国が提供するマイナポータル上の機能の一つであり、各自治体の行政サービスの検索や、電子申請を行うために利用する。 (1) 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 (2) 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ オンライン申請管理システム、e-Gov電子申請サービス　　）	
3. 特定個人情報ファイル名		
（1）障害児通所システム特定個人情報ファイル （2）統合番号連携ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表の9項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10項、第11項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表の11項、15項、20項、80項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、22条第1項、第4項、第8項、82条、146条第1項、第2項、第7項、157条第1項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14項、15項、16項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条第1項、第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、18条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課
②所属長の役職名	障害児福祉保健課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
障害児通所システム特定個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の利用者及びその保護者
	その必要性	上記給付の支給決定、利用者負担の上限月額決定をするために必要である。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（電子署名関係情報及び個人番号カードに登載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号）
	その妥当性	【個人番号】対象者を正確に特定するために保有 【その他識別番号（内部番号）、4情報】他のシステムで保有するデータベースとの突合せに使用し、個人を特定するために保有 【連絡先・その他住民票関係情報】障害児通所給付決定の申請上必要なため保有（児童福祉法施行規則第18条の6） 【地方税関係情報】利用者負担の上限月額を決定するため保有（児童福祉法施行令第24条） 【医療保険関係情報】肢体不自由児通所医療費の算定のため保有（児童福祉法第21条の5の28） 【障害者福祉関係情報】障害通所給付の支給決定及び高額障害児通所給付費の支給の算定に必要なため保有（児童福祉法第21条の5の5、児童福祉法第21条の5の12他） 【生活保護情報】利用者負担の上限月額を決定するために保有（児童福祉法施行令第24条） 【電子署名関係情報及び個人番号カードに登載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号】 申請者本人のために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月4日
⑥事務担当部署		こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 財政局税務課、健康福祉局生活支援課 ） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他の市区町村 ） [　　] 民間事業者　（ ） [○] その他　（ 主治医 ）
②入手方法		[○] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		支給決定情報の管理、負担上限月額の決定
④使用の主体	使用部署	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課、障害施設サービス課、障害自立支援課 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ケ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港北区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 緑区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課
	使用者数	[　　1,000人以上　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		（1）主治医からの医師意見書を障害の認定に使用 （2）地方税関係情報を利用者負担の上限月額決定に使用 （3）医療保険関係情報を肢体不自由児通所医療費の算定に使用 （4）障害者手帳情報を障害児通所給付費支給決定の要件確認に使用 （5）生活保護情報を利用者負担の上限月額決定に使用
	情報の突合	本人および主治医からの情報は障害福祉番号（内部識別番号）、庁内他部署からの情報は個人基本番号（内部識別番号）にて突合
⑥使用開始日		平成28年1月4日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		運用保守業務委託
①委託内容		システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		北海道アイエスビー株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第１項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第7条（再委託の禁止等）
	⑥再委託事項	システムの管理作業及び処理作業
委託事項2		オンライン申請管理システム運用保守業務委託
①委託内容		システム障害時の対応及び修正プログラムの適用等の運用保守作業を、民間事業者に委託することにより、専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第１項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第7条（再委託の禁止等）
	⑥再委託事項	オンライン申請管理システム運用保守支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 3 ）件 [○] 移転を行っている （ 3 ）件 [] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表の11項、15項、20項、80項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第1項、17条第1項、22条第1項、82条第1項、146条第1項、157条第1項
②提供先における用途	児童福祉法における負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の利用者及びその保護者のうち措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	要保護者等に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の利用者及びその保護者のうち要保護者等
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条第1項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③提供する情報	地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の利用者及びその保護者のうち子ども・子育て支援事業対象者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表20項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	児童福祉法における負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の利用者及びその保護者のうち措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先2	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条第1項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の利用者及びその保護者のうち子ども・子育て支援事業対象者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [○] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③移転する情報	要保護者等に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の利用者及びその保護者のうち要保護者等
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [○] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	〈横浜市における措置〉 ・障害福祉システム（障害児通所システム）のサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・障害福祉システム（障害児通所システム）のサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。 ・オンライン申請管理システムのデータのバックアップは、入退館管理を行っている遠隔地のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
統合番号連携ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民（以下、住民登録内の者） ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者（以下、住民登録外の者）のうち、本市で個人番号を把握した者。
	その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。
④記録される項目		[　　10項目未満　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	個人番号、4情報、その他識別情報（内部番号）：対象者を正確に特定するために保有する。 その他住民票関係情報：統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		こども青少年局障害児福祉保健課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 財政局税務課、健康福祉局生活支援課 ） [] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他の市区町村 ） [] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム ）
②入手方法		[○] 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		障害児通所給付費等の支給決定記録の管理
④使用の主体	使用部署	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ケ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港北区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 緑区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課
	使用者数	[1,000人以上] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		・統合番号を生成する。 住民登録内の者の分：住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、統合番号を生成する。 住民登録外の者の分：当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番号を生成する。 ・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 ・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 ・統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。
	情報の突合	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。
⑥使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 3 ） 件
委託事項1		運用保守業務委託
①委託内容		システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		日本ソフトウェアマネジメント株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第１項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第7条（再委託の禁止等）
	⑥再委託事項	システム運用保守支援業務
委託事項2		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、システムを安定的に運用することが可能となる。
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社SH-Net
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第１項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第7条（再委託の禁止等）
	⑥再委託事項	オペレーション支援業務

委託事項3		データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
②委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		東武デリバリー株式会社
再委託	④再委託の有無　※	[　　再委託する　　]　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第7条（再委託の禁止等）
	⑥再委託事項	データ保管支援業務
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[　]提供を行っている　（　　）件　[　]移転を行っている　（　　）件 [○]行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所　※		＜横浜市における措置＞ ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考		
―		

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

＜障害児通所システム特定個人情報ファイル＞

個人基本情報

1 個人基本番号　2 名寄せ番号　3 情報源コード　4 個人コード　5 個人種別　6 住民状態　7 世帯コード(住基)　8 世帯コード(外国人)　9 氏名(カナ)　10 氏名(漢字)　11 通称名(カナ)　12 通称名(漢字)　13 性別　14 生年月日　15 続柄(コード)　16 続柄(漢字)　17 市民年月日　18 異動年月日　19 異動事由コード　20 届出年月日　21 住所_郵便番号　22 住所_住所　23 住所_方書　24 国籍コード　25 在留資格　26 在留期間　27 併記名(カナ)　28 併記名(漢字)

利用者台帳情報

1 障害福祉番号　2 区受給者番号　3 児相受給者番号　4 住記区コード　5 申請受付区コード　6 申請受付児相コード　7 利用者区分コード　8 氏名区分コード　9 情報提供同意コード　10 障害種別(身体)　11 障害種別(知的)　12 障害種別(精神)　13 障害種別(発達)　14 障害種別(難病)　15 優先障害種別コード　16 送付先氏名(カナ)　17 送付先氏名(漢字)　18 送付先郵便番号　19 送付先住所　20 送付先方書　21 送付先電話番号　22 保護者氏名(カナ)　23 保護者氏名(漢字)　24 保護者郵便番号　25 保護者住所　26 保護者方書　27 保護者電話番号　28 保護者生年月日　29 保護者続柄コード　30 受給者証郵便番号　31 受給者証住所　32 受給者証方書　33 認定結果コード　34 二次判定障害程度区分コード　35 認定期間開始日　36 認定期間終了日　37 スコア認定期間開始日　38 スコア認定期間終了日

基本調査情報

1 申請日　2 給付区分　3 障害種別　4 (申請者)ｶﾅ氏名　5 (申請者)漢字氏名　6 (申請者)生年月日　7 (申請者)年齢　8 (申請者)郵便番号　9 (申請者)居住地　10 (申請者)電話番号　11 (調査対象者)ｶﾅ調査対象者　12 (調査対象者)漢字調査対象者　13 (調査対象者)生年月日　14 (調査対象者)年齢　15 (調査対象者)申請者との続柄　16 身体障害者手帳番号　17 療育手帳番号　18 精神障害者保健福祉手帳番号　19 難病コード　20 難病名称　21 (医師)意見書依頼日　22 (医師)意見書入手日　23 (医師)医療機関コード　24 (医師)医師コード　25 (医師)医療機関－郵便番号　26 (医師)医療機関－所在地　27 (医師)医療機関－電話番号　28 (指定相談支援事業者)調査依頼日　29 (指定相談支援事業者)実施日　30 (指定相談支援事業者)所属機関　31 (指定相談支援事業者)委託区分　32 (指定相談支援事業者)認定調査員コード　33 (指定相談支援事業者)認定調査員資格コード　34 (指定相談支援事業者)実施場所　35 (調査対象者)性別コード　36 (調査対象者)家族等連絡先－郵便番号　37 (調査対象者)家族等連絡先－住所　38 (調査対象者)家族等連絡先－電話番号　39 (調査対象者)家族等連絡先－漢字氏名　40 (調査対象者)家族等連絡先－調査対象者との関係　41 (概況調査)身体障害者等級　42 (概況調査)身体障害者の種類　43 (概況調査)療育手帳等級　44 (概況調査)精神障害保健福祉手帳等級　45 (概況調査)障害基礎年金等級　46 (概況調査)その他の障害年金等級　47 (概況調査)生活保護の受給　48 一次判定日　49 訓練等スコア決定日　50 行動援護スコア決定日　51 一次判定結果　52 判定スコア　53 総合評価項目得点(起居動作)　54 総合評価項目得点(生活機能Ⅰ(食事・排泄等))　55 総合評価項目得点(生活機能Ⅱ(移動・清潔等))　56 総合評価項目得点(視聴覚機能)　57 総合評価項目得点(応用日常生活動作)　58 総合評価項目得点(認知機能)　59 総合評価項目得点(行動上の障害(A群))　60 総合評価項目得点(行動上の障害(B群))　61 総合評価項目得点(行動上の障害(C群))　62 総合評価項目得点(特別な医療)　63 総合評価項目得点(麻痺・拘縮)　64 総合評価項目得点(その他)　65 訓練等給付スコア　66 行動援護スコア　67 (介護給付費)審査会資料作成日　68 (介護給付費)審査会予定日　69 (介護給付費)合議体コード　70 (介護給付費)審査会資料番号　71 (介護給付費)二次判定日　72 (介護給付費)二次判定結果　73 (介護給付費)変更事項コード　74 (介護給付費)認定有効期間　75 (介護給付費)審査会意見の有無　76 (介護給付費)審査会意見　77 (介護給付費)支給決定日　78 (介護給付費)支給有効開始日　79 (訓練等給付費)暫定支給決定日　80 (訓練等給付費)支給決定日　81 (地域相談支援給付費)支給有効開始日　82 (地域相談支援給付費)支給決定日　83 (認定調査)移動や動作等に関連する項目　84 (認定調査)身の回りの世話や日常生活等に関連する項目　85 (認定調査)意思疎通等に関連する項目　86 (認定調査)行動障害に関連する項目　87 (認定調査)特別な医療に関連する項目　88 (医師意見書)麻痺　89 (医師意見書)関節の拘縮　90 (医師意見書)てんかん　91 (医師意見書)二軸評価　92 (医師意見書)生活障害評価

支給サービス情報

1 サービスコード　2 担当区コード　3 状態コード　4 申請日　5 支給開始基準日　6 申請事由コード　7 申請_支給量　8 申請_二人派遣支給量　9 申請_支給開始日　10 申請_支給終了日　11 申請_8日控除支給量フラグ　12 申請_暫定支給フラグ　13 申請_暫定支給開始日　14 申請_暫定支給終了日　15 決定年月日　16 決定_支給量　17 決定_二人派遣支給量　18 1回あたりの利用時間数　19 決定_支給開始日　20 決定_支給終了日　21 決定 _8日控除支給量フラグ　22 決定_暫定支給フラグ　23 決定_暫定支給開始日　24 決定_暫定支給終了日　25 変更_支給量　26 変更_二人派遣支給量　27 変更_適用開始日　28 変更_適用終了日　29 変更_8日控除支給量フラグ　30 不支給決定日　31 不支給理由コード　32 保留年月日　33 保留理由コード　34 取下年月日　35 取下理由コード　36 却下年月日　37 却下理由コード　38 取消年月日　39 取消決定日　40 取消理由コード　41 加算情報　42 優先支給期間開始日　43 優先支給期間終了日　44 優先8日を控除した日数とするフラグ　45 優先支給量　46 優先二人派遣支給量

収入情報

1 所得年度　2 適用年月(開始)　3 適用年月(終了)　4 生保区分　5 本人課税区分　6 合計所得額　7 年金等収入　8 特障手当等収入　9 工賃等就労収入　10 在日外国人福祉給付金　11 仕送りによる収入　12 不動産の家賃収入　13 その他収入　14 その他生活費　15 租税　16 社会保険料　17 負担上限額境界層該当　18 境界層該当後負担上限月額　19 補足給付境界層該当　20 境界層該当後補足給付月額　21 個別減免預貯金額　22 個別減免一定の不動産以外の不動産　23 世帯員課税区分　24 配偶者課税区分　25 負担軽減申請生計中心者氏名　26 負担軽減申請世帯員数　27 負担軽減申請世帯収入　28 負担軽減申請世帯預貯金額　29 負担軽減申請世帯一定の不動産以外の不動産　30 障害基礎年金1級受給者フラグ　31 本人市民税所得割額　32 配偶者市民税所得割額　33 合算市民税所得割額　34 個別減免該当フラグ　35 食事負担額区分コード　36 老人保健医療該当フラグ　37 市民税所得割額区分　38 配偶者個人基本番号　39 配偶者氏名

上限額決定情報
1 市基準負担区分　2 市基準負担上限額　3 適用年月　4 児相適用年月　5 国基準負担区分　6 国基準負担上限額　7 社福減免認定額(市基準)　8 社福減免認定額(国基準)　9 補足給付認定額(市基準)　10 補足給付認定額(国基準)　11 補足給付適用年月日　12 補足給付対象サービスコード　13 階層年度　14 法第31条に基づく給付率　15 法第31条に基づく給付率有効期間　16 個別減免該当フラグ　17 療養介護(福祉部分)　18 療養介護(医療部分)　19 療養介護(食事負担額)　20 食事提供加算コード

上限額管理情報
1 上限額管理判定結果　2 上限額管理事業所　3 判定日　4 適用年月　5 国基準負担上限月額　6 想定負担額　7 上限額管理適用期間　8 上限額管理取消日

通知書発行履歴情報
1 発行日　2 通知書番号　3 帳票ファイル名

受給者証発行履歴情報
1 交付日　2 再交付事由　3 受給者番号　4 発行基準日　5 適用年月

給付集計情報
1 サービス提供年度　2 事業者番号　3 利用量

生保開廃情報
1 生活保護措置区　2 生活保護開始年月日　3 生活保護廃止年月日　4 停止年月日　5 停止解除年月日　6 担当CW

＜統合番号連携システム＞
1 個人番号　2 統合番号　3 4情報　5 業務固有番号　6自動応答不可フラグ用サイン

〈オンライン申請管理システム〉
・署名データ
・署名用電子証明書
・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別)
・シリアル番号情報ファイル(市区町村コード、宛名番号、最新フラグ、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻)
・宛名番号等ファイル(市区町村コード、受付番号、最新フラグ、手続コード、手続名称、手続名称通称、宛名番号、指定都市_行政区等コード、形式審査年月日、形式審査時刻、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻)
・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続バージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、申請者の電話番号(連絡先)、申請者のメールアドレス(連絡先)、申請者の氏名、申請者の氏名(フリガナ)、申請者の生年月日、申請者の性別、申請者の郵便番号、申請者の現住所)
・業務固有番号
・添付書類

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
障害児通所システム特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	○障害児通所システムに登録してあるデータを利用する際の措置 ・情報共有基盤システム（障害福祉システムの上部システム）へのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ○オンライン申請管理システムにおける措置 ・対象者の情報及び入手した事務の情報には、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【不適切な方法で入手が行われるリスク】 ○オンライン申請管理システムにおける措置 ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】 ○オンライン申請管理システムにおける措置・申請者がサービス検索・電子申請機能で提出した申請データは、オンライン申請管理システムへ自動的にダウンロードする。また、ダウンロードを、インターネットから切り離されたLGWANを介して、暗号化した通信により行い、漏洩・紛失を防止する。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜情報共有基盤システムにおける対策＞ ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにする。 ＜オンライン申請管理システムにおける対策＞ ・当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われない。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	＜情報共有基盤システムにおける対策＞ ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・職員ごとにユーザIDとパスワードを発効し、端末利用時は画像認証により、当該職員が操作していることを認証する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・同一ユーザIDの同時ログインを制限する。 ＜オンライン申請管理システムにおける対策＞ ・システムを使用する必要がある職員を特定し、担当事務を限定した権限のユーザIDを個人ごとに発行する。・端末利用時は画像認証により認証し、更に、システム利用時はユーザIDとパスワードにより認証を行う。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 〇オンライン申請管理システムにおける措置 ・バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可しているほか、職員のパソコンへの特定個人情報ファイルの書き出しをシステムで制限している。・バックアップ処理の実行権限を持つものを限定する。・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
規定の内容	契約書に添付する個人情報取扱特記事項において、次のとおり規定 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・作業場所の外への持出禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における報告 ・研修の実施及び誓約書の提出	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　　4）再委託していない
具体的な方法	個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
―		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報保護条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱に沿って判断する。市民局市民情報室市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。 提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。
その他の措置の内容	アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
誤った内容を提供しないよう、複数の職員で確認しながら対応する。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜横浜市における措置＞ 〇統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜横浜市における措置＞ ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 　番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること 　その照会の必要性 　提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容	別紙のとおり	
再発防止策の内容	別紙のとおり	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	＜横浜市における措置＞ 年に1回、特定個人情報保護に関する所属研修を実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

10. その他のリスク対策
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	横浜市役所 　市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 　区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 　区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 　区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 　区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 　区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 　区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 　区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 　区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 　区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 　区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 　区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 　区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 　区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 　区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 　区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 　区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 　区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 　区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635
②請求方法	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	横浜市役所 　こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課　231-0005 横浜市中区本町6-50-10 　045-671-4278
②対応方法	・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年12月11日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅰ　基本情報 4. 個人番号の利用※ 　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第8条第1項、第2項及び第3項	番号法　第9条第1項　別表第一　8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10項、第11項	事後	法令等の改正による変更
平成31年3月8日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ 　②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号　別表第二　16項、56の2項及び116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条及び第30条 【照会】 番号法第19条第7号　別表第二　10項、11項及び12項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条及び第10条	【提供】 番号法第19条第7号　別表第二　8項、11項、16項、56の2項、108項及び116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第2項、第3項、第10条第1項から第3項、第12条第1項、第4項、第8項、第30条、第55条第1項、第2項、第7項及び第59条の2第1項 【照会】 番号法第19条第7号　別表第二　10項、11項及び12項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1項から第3項、第5項、第10条第1項から第3項、第5項及び第10条の2	事後	法令等の改正による変更
平成31年3月8日	Ⅰ　基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 　②所属長	障害児福祉保健課長　佐藤　祐子	障害児福祉保健課長	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 　④使用の主体　使用部署	保土ケ谷区高齢・障害支援課	保土ケ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（移転に伴うものを除く。） 移転先3	－	健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（移転に伴うものを除く。） 移転先3 ①法令上の根拠	－	番号法　第19条第7項　別表第二　56の2	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（移転に伴うものを除く。） 移転先3 ②移転先における用途	－	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（移転に伴うものを除く。） 移転先3 ③移転する情報	－	要保護者等に関する情報	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（移転に伴うものを除く。） 移転先3 ④移転する情報の対象となる本人の数	－	1万人以上10万人未満	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（移転に伴うものを除く。） 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	－	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高齢障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費の利用者及びその保護者のうち要保護者等	事後	記載誤りの修正

平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（移転に伴うものを除く。） 移転先3 ⑥移転方法	―	電子メール	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（移転に伴うものを除く。） 移転先3 ⑦時期・頻度	―	照会を受けたら都度	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 2. 基本情報 ⑤ 保有開始日	平成28年1月1日	平成27年10月5日	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	保土ケ谷区高齢・障害支援課	保土ケ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥ 使用開始日	平成28年1月1日	平成27年10月5日	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	未定	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	未定	株式会社SH-Net	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要【統合番号連携ファイル】 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜横浜市における措置＞ ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。	＜横浜市における措置＞ ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。 ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。 ・申請書等の紙書類は鍵のかかる棚に施錠して保管する。	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。） リスク：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	-	定めている	事後	記載誤りの修正

平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。） リスク：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	－	提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報保護条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱に沿って判断する。市民局市民情報室市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。） リスク：不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	－	アクセス制限により、特定個人情報を操作できる作業者を制限する。	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。） リスク：不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。） リスク：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	－	誤った内容を提供しないよう、複数の職員で確認しながら対応する。	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	○情報共有基盤システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ情報共有基盤システムを使用できる仕組みを構築する。 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・受給者番号の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の 情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。	＜横浜市における措置＞ ○統合番号連携システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	○情報共有基盤システムの画面において、 ・番号法第9条に定められた事務担当者のみ情報共有基盤システムを使用できる仕組みを構築する。 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。 ・受給者番号の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・情報共有基盤システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	記載誤りの修正

			（※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
平成31年3月8日	Ⅲ　リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 　リスク2：不正な提供が行われるリスク 　リスクに対する措置の内容	・障害福祉システム、情報共有基盤システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。	＜横浜市における措置＞ ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報の検索及び登録ができる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 　番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること 　その照会の必要性 　提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。	事後	記載誤りの修正
平成31年3月8日	Ⅲ　リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 　リスク2：不正な提供が行われるリスク 　リスクに対する措置の内容	・障害福祉システム、情報共有基盤システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	記載誤りの修正
			④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
平成31年3月8日	Ⅲ　リスク対策【統合番号連携ファイル】 3. 特定個人情報の使用 　その他の措置の内容	―	○ID・パスワードの発効及び失効管理 ・システム管理者は、事務所管課と調整の上、アクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・事務所管課は、事務担当者を特定し、システム管理者にユーザIDとパスワードの発効とともに、事務従事者の画像との紐づけを依頼する。 ・システム管理者は、依頼に基づきユーザIDとパスワードを発効し、事務従事者の画像との紐づけを行う。 ・権限を有していた職員の異動または退職情報を確認し、異動または退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDでの利用権限を失効させる。	事後	セキュリティリスクを低減させる変更

平成31年3月8日	Ⅲ リスク対策【統合番号連携ファイル】 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	―	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法第19条第1項第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年3月8日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども青少年局障害児福祉保健課	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	こども青少年局障害児福祉保健課	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	こども青少年局障害児福祉保健課 健康福祉局障害企画課、障害支援課、障害福祉課 鶴見区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区高齢・障害支援課 西区高齢・障害支援課 中区高齢・障害支援課 南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ケ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課、障害施設サービス課、障害自立支援課 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ケ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。

令和3年1月5日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	港北区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 緑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	港北区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 緑区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの尾を除く。） 移転先1	こども青少年局こども家庭課	こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの尾を除く。） 移転先2	こども青少年局保育教育運営課	こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	こども青少年局障害児福祉保健課 鶴見区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区高齢・障害支援課 西区高齢・障害支援課 中区高齢・障害支援課 南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ケ谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港北区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 鶴見区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 神奈川区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 西区福祉保健センター高齢・障害支援課 中区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 南区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 保土ケ谷区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 旭区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 磯子区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 金沢区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 港北区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	緑区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区高齢・障害支援課 泉区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区高齢・障害支援課、こども家庭支援課	緑区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 青葉区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 都筑区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 泉区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 栄区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 戸塚区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課 瀬谷区福祉保健センター高齢・障害支援課、こども家庭支援課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	（※2）番号法第19条第7号、第8号及び第16号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	（※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な変更には該当しないため。

令和3年1月5日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 総務部区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 総務部区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 総務部区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 総務部区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 総務部区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221	港南区役所 総務部区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 総務部区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221	旭区役所 総務部区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 総務部区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 総務部区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 総務部区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 総務部区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 総務部区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221	事後	重要な変更には該当しないため。

令和3年1月5日	Ⅳ　開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	都筑区役所 　区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 　区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321	都筑区役所 　総務部区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 　総務部区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅳ　開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	栄区役所 　区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 　区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 　区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635	栄区役所 　総務部区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 　総務部区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 　総務部区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅳ　開示請求、問合せ 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	横浜市役所 　こども青少年局障害児福祉保健課 231-0017　横浜市中区港町１－１ 045-671-4278	横浜市役所 　こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課　231-0005 横浜市中区本町6-50-10 　045-671-4278	事後	重要な変更には該当しないため。
令和3年1月5日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	平成31年1月4日	令和3年1月5日	事後	重要な変更には該当しないため。
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの名称	障害児通所システム	統合番号連携システム	事後	項ずれのため
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 システムの名称	統合番号連携システム	中間サーバー	事後	項ずれのため
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 システムの名称	中間サーバー	住民基本台帳ネットワークシステム	事後	項ずれのため
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 システムの名称	住民情報系ネットワークシステム	情報共有基盤システム	事後	項ずれのため
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 システムの名称	情報共有基盤関連システム	オンライン申請管理システム	事前	
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 システムの名称	―	障害児通所システム	事後	項ずれのため

令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 システムの機能	―	オンライン申請管理システムは、マイナポータル上のサービス検索・電子申請機能から提出された申請データをダウンロードし、表示、印刷、ステータス管理等を行う機能を有する。 (1) シリアル番号紐付情報の取得 申請データには、申請者を特定するための情報として、申請者の、利用者証明用電子証明書のシリアル番号 （以下「シリアル番号」という。）が含まれる。オンライン申請管理システムは住民基本台帳ネットワークシステムからシリアル番号に対応する住基個人コードを受領し、申請者を特定するための情報として用いる。 (2) 申請データの取り込み オンライン申請管理システムは、申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする。 (3) 申請データのデータベース格納 申請データは、1申請ごとに1つの申請ZIPファイルに格納されるため、オンライン申請管理システムは申請ZIPファイルを展開し、データや添付ファイルをオンライン申請管理システムのデータベース等に格納する。 (4) シリアル番号による申請者特定 申請者の特定を効率的に行うため、申請ZIPファイル内のシリアル番号から住基個人コードを(1)の機能を用いて取得し、データベース等に格納する。 (5) 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データや添付書類等を参照する機能や、審査状況を設定する機能を有する。 (6) 業務システムとの申請データ連携 業務システムが申請データを取得できるよう、申請データの連携を行う。	事前	
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 システムの機能	―	障害児通所システム	事後	項ずれのため
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの機能	統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 (1) 統合番号管理機能　統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を紐づけて管理する機能。 (2) 符号管理機能　符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。 (3) 情報照会側機能　特定個人情報の照会業務を行うための機能。 (4) 情報提供側機能　特定個人情報の提供業務を行うための機能。 (5) 中間サーバー稼働状況確認機能　連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (6) 個人番号・統合番号変換機能　個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (7) データ連携機能　既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。 (8) データ変換機能　文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能　統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。	統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。 個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。 (1) 統合番号管理機能 統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を紐づけて管理する機能。 (2) 符号管理機能 符号取得要求を中間サーバーに対して行う機能。 (3) 情報照会側機能 特定個人情報の照会業務を行うための機能。 (4) 情報提供側機能 特定個人情報の提供業務を行うための機能。 (5) 中間サーバー稼働状況確認機能 連携する中間サーバーの稼働状況を確認する機能。 (6) 個人番号・統合番号変換機能 個人番号を保有しない既存業務システムのために必要となる番号変換機能。 (7) データ連携機能 既存業務システムと中間サーバー間のデータ連携機能。 (8) データ変換機能 文字コード及びファイルフォーマットを変換する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 統合番号連携システムの利用者を認証し、権限を管理する機能。	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 システムの機能	情報共有基盤関連システム	オンライン申請管理システム	事前	

令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 システムの機能	―	オンライン申請管理システムは、マイナポータル上のサービス検索・電子申請機能から提出された申請データをダウンロードし、表示、印刷、ステータス管理等を行う機能を有する。 (1) シリアル番号紐付情報の取得 申請データには、申請者を特定するための情報として、申請者の、利用者証明用電子証明書のシリアル番号 （以下「シリアル番号」という。）が含まれる。オンライン申請管理システムは住民基本台帳ネットワークシステムからシリアル番号に対応する住基個人コードを受領し、申請者を特定するための情報として用いる。 (2) 申請データの取り込み オンライン申請管理システムは、申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする。 (3) 申請データのデータベース格納 申請データは、1申請ごとに1つの申請ZIPファイルに格納されるため、オンライン申請管理システムは申請ZIPファイルを展開し、データや添付ファイルをオンライン申請管理システムのデータベース等に格納する。 (4) シリアル番号による申請者特定 申請者の特定を効率的に行うため、申請ZIPファイル内のシリアル番号から住基個人コードを(1)の機能を用いて取得し、データベース等に格納する。 (5) 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データや添付書類等を参照する機能や、審査状況を設定する機能を有する。 (6) 業務システムとの申請データ連携 業務システムが申請データを取得できるよう、申請データの連携を行う。	事前	
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 他のシステムとの接続	―	住民基本台帳ネットワークシステム その他（障害児通所システム）	事前	
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 8項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10項、第11項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項別表の9項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第10項、第11項	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅰ基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 8項、11項、16項、56の2項、108項及び116項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第2項、第3項、第10条第1項から第3項、第12条第1項、第4項、第8項、第30条、第55条第1項、第2項、第7項及び第59条の2第1項 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 10項、11項及び12項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1項から第3項、第5項、第10条第1項から第3項、第5項及び第10条の2	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表の11項、15項、20項、80項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、22条第1項、第4項、第8項、82条、146条第1項、第2項、第7項、157条第1項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の14項、15項、16項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第16条第1項、第2項、第3項、17条第1項、第2項、第3項、18条	事後	重要な変更には該当しないため

令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	＜主な記録項目＞ その他識別番号（内部番号）、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報 ＜その妥当性＞ 【その他識別番号（内部番号）、4情報】 他のシステムで保有するデータベースとの突合せに使用し、個人を特定するために保有【連絡先・その他住民票関係情報】障害児通所給付決定の申請上必要なため保有（児童福祉法施行規則第18条の6） 【地方税関係情報】 利用者負担の上限月額を決定するため保有（児童福祉法施行令第24条） 【医療保険関係情報】 肢体不自由児通所医療費の算定のため保有（児童福祉法第21条の5の28） 【障害者福祉関係情報】障害通所給付の支給決定及び高額障害児通所給付費の支給の算定に必要なため保有（児童福祉法第21条の5の5、児童福祉法第21条の5の12他） 【生活保護情報】 利用者負担の上限月額を決定するために保有（児童福祉法施行令第24条）	＜主な記録項目＞ 個人番号、その他識別番号（内部番号）、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、地方税関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係、その他（電子署名関係情報及び個人番号カードに登載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号） ＜その妥当性＞ 【個人番号】 対象者を正確に特定するために保有 【その他識別番号（内部番号）、4情報】 他のシステムで保有するデータベースとの突合せに使用し、個人を特定するために保有【連絡先・その他住民票関係情報】障害児通所給付決定の申請上必要なため保有（児童福祉法施行規則第18条の6） 【地方税関係情報】 利用者負担の上限月額を決定するため保有（児童福祉法施行令第24条） 【医療保険関係情報】 肢体不自由児通所医療費の算定のため保有（児童福祉法第21条の5の28） 【障害者福祉関係情報】障害通所給付の支給決定及び高額障害児通所給付費の支給の算定に必要なため保有（児童福祉法第21条の5の5、児童福祉法第21条の5の12他） 【生活保護情報】 利用者負担の上限月額を決定するために保有（児童福祉法施行令第24条） 【電子署名関係情報及び個人番号カードに登載される利用者証明用電子証明書のシリアル番号】 申請者本人のために保有	事前	
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他（サービス検索・電子申請機能）	事前	
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社　北海道総合技術研究所	株式会社　スリーエス	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の許諾方法	ー	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第7条（再委託の禁止等）	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑤再委託事項	ー	システムの管理作業及び処理作業	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先事項2	ー	オンライン申請管理システム運用保守業務委託	事前	

令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 提供先1～3 ①法令上の根拠	【提供先1】 番号法　第19条第7項　別表第二　16 【提供先2】 番号法　第19条第7項　別表第二　56の2 【提供先3】 番号法　第19条第7項　別表第二　116	【提供先1】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表の11項、15項、20項、80項、144項、155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条第1項、17条第1項、22条第1項、82条第1項、146条第1項、157条第1項 【提供先2】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項 【提供先3】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条第1項	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く） 移転先1～3 ①法令上の根拠	【移転先1】 番号法　第19条第7項　別表第二　16横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【移転先2】 番号法　第19条第7項　別表第二　116横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【移転先3】 番号法　第19条第7項　別表第二　56の2横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項	【移転先1】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表20項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【移転先2】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条第1項 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第3項 【移転先3】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表80項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条第1項 ・横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例第4条第1項	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	・障害福祉システム（障害児通所システム）のサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・障害福祉システム（障害児通所システム）のサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。	〈横浜市における措置〉 ・障害福祉システム（障害児通所システム）のサーバー機器はデータセンターに設置する。 ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。 ・障害福祉システム（障害児通所システム）のサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・サーバー内のデータへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかる棚に施錠して保管する。 ・オンライン申請管理システムのデータのバックアップは、入退館管理を行っている遠隔地のデータセンターに、閉域網を介して取得及び保管している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 統合番号連携ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。・番号法第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。	事後	重要な変更には該当しないため

令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 統合番号連携ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第8条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第8条（再委託の禁止等）	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第7条（再委託の禁止等）	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 統合番号連携ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第8条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第8条（再委託の禁止等）	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第7条（再委託の禁止等）	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 統合番号連携ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第8条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第8条（再委託の禁止等）	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款　第6条（一括委任又は一括下請負の禁止） ・個人情報取扱特記事項　第6条（再委託の禁止等） ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項　第7条（再委託の禁止等）	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 （別添1）ファイル記録項目 オンライン申請管理システム	―	〈オンライン申請管理システム〉 ・署名データ・署名用電子証明書 ・電子署名検証結果データ(署名検証年月日、署名検証結果、利用者用証明書シリアル番号、署名用証明書の氏名、署名用証明書の生年月日、署名用証明書の住所、署名用証明書の性別) ・シリアル番号情報ファイル(抽出日、抽出開始日、該当件数、ダミー、市町村コード、住基宛名番号、利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数、利用者証明用電子証明書シリアル番号) ・宛名番号等ファイル(手続きコード、受付番号、シリアル番号、番号体系、住基個人コード) ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続バージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、申請者の電話番号(連絡先)、申請者のメールアドレス(連絡先)、申請者の氏名、申請者の氏名(フリガナ)、申請者の生年月日、申請者の性別、申請者の郵便番号、申請者の現住所) ・業務固有番号 ・添付書類	事前	
令和7年3月13日	Ⅲ　リスク対策 2. 特定個人情報の入手 オンライン申請管理システムによる措置	―	【目的外の入手が行われるリスク】 ・対象者の情報及び入手した事務の情報には、業務所管課の事務を担当する職員のみアクセスできるように制御する。 【不適切な方法で入手が行われるリスク】 〇オンライン申請管理システムにおける措置・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】 〇オンライン申請管理システムにおける措置・申請者がサービス検索・電子申請機能で提出した申請データは、オンライン申請管理システムへ自動的にダウンロードする。また、ダウンロードを、インターネットから切り離されたLGWANを介して、暗号化した通信により行い、漏洩・紛失を防止する。	事前	

令和7年3月13日	Ⅲ リスク対策 3 特定個人情報の使用 オンライン申請管理システムによる措置	―	【目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク】 ＜オンライン申請管理システムにおける対策＞ ・当該事務に不要な内容は保持しておらず必要のない情報との紐付けは行われない。また、データの管理、運用について、システムを使用する際にはログインID、パスワードが必要となり、権限を制限している。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。 【権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク】 ＜オンライン申請管理システムにおける対策＞ ・システムを使用する必要がある職員を特定し、担当事務を限定した権限のユーザIDを個人ごとに発行する。・端末利用時は画像認証により認証し、更に、システム利用時はユーザIDとパスワードにより認証を行う。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 〇オンライン申請管理システムにおける措置 ・バックアップ以外にファイルを複製できないよう、システムで制御している。特定個人情報ファイルには、システムを通じてのみアクセスを許可しているほか、職員のパソコンへの特定個人情報ファイルの書き出しをシステムで制限している。 ・バックアップ処理の実行権限を持つものを限定する。・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。	事前	
令和7年3月13日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている 【具体的な方法】 個人情報の保護に関する法律並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項	事前	
令和7年3月13日	Ⅵ 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。（指定様式はこちら http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/）請求先に持参又は郵送。	持参又は郵送による指定様式での書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	重要な変更には該当しないため
令和7年3月13日	Ⅴ 評価実施手続1. 基礎項目評価①実施日	令和3年1月4日		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月13日	（別添1）ファイル記録項目	・シリアル番号情報ファイル(抽出日、抽出開始日、該当件数、ダミー、市町村コード、住基宛名番号、利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数、利用者証明用電子証明書シリアル番号) ・宛名番号等ファイル(手続きコード、受付番号、シリアル番号、番号体系、住基個人コード)	・シリアル番号情報ファイル(市区町村コード、宛名番号、最新フラグ、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号桁数、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻) ・宛名番号等ファイル(市区町村コード、受付番号、最新フラグ、手続コード、手続名称、手続名称通称、宛名番号、指定都市_行政区等コード、形式審査年月日、形式審査時刻、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻) ・申請内容ファイル(受付番号、カテゴリ名称、制度名称、制度バージョン、手続きコード、手続き名称、手続き名称通称、手続バージョン、サービス提供者コード、サービス提供者名称、申請ステータスコード、申請ステータス名称、申請日時、添付ファイル数、添付ファイル種別名称、添付ファイル名称、申請者の電話番号(連絡先)、申請者のメールアドレス(連絡先)、申請者の氏名、申請者の氏名(フリガナ)、申請者の生年月日、申請者の性別、申請者の郵便番号、申請者の現住所) ・業務固有番号 ・添付書類	事前	

令和7年12月11日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 統合番号連携ファイル 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	未定	東武デリバリー株式会社	事後	重要な変更には該当しないため
令和8年10月26日	表紙 特記事項	なし	本評価書は、令和8年1月のシステム更改後の児童福祉法による障害児通所給付費の支給に関する事務について記載している。	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅰ 基本情報1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務② 事務の内容	―	※上記の事務のうち、電子申請の対象として設定している手続については、サービス検索・電子申請機能を利用して申請を受け付ける。	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅰ　基本情報2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1　②システムの機能	統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。個人番号は統合番号連携システムにて管理を行う。	統合番号連携システムは、中間サーバー（団体内統合宛名システム経由）、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。個人番号は、団体内統合宛名システム及び統合番号連携システムで管理する。	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅰ　基本情報2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1　③他のシステムとの接続	[〇]既存住民基本台帳システム [〇]税務システム	[　]既存住民基本台帳システム [　]税務システム	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅰ　基本情報2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2　②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅰ　基本情報2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム5　③他のシステムとの接続	その他（既存業務システム）	その他（サービス検索・電子申請機能）	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅰ　基本情報2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7　①システムの名称	―	サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅰ　基本情報2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7　②システムの機能	―	サービス検索・電子申請機能は、国が提供するマイナポータル上の機能の一つであり、各自治体の行政サービスの検索や、電子申請を行うために利用する。 (1) 住民向け機能　自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能(2) 地方公共団体向け機能　住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅰ　基本情報2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム7　③他のシステムとの接続	―	その他（オンライン申請管理システム、e-Gov電子申請サービス）	事後	重要な変更に該当しないため

令和8年10月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1.特定個人情報ファイル名障害福祉システム（障害福祉サービス等）特定個人情報ファイル4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託③委託先名	株式会社　スリーエス	北海道アイエスビー株式会社	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要1.特定個人情報ファイル名障害福祉システム（障害福祉サービス等）特定個人情報ファイル5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）移転先2	こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課	こども青少年局保育・教育部保育・教育運営課	事後	重要な変更に該当しないため
令和8年10月26日	Ⅲリスク対策5.特定個人情報の提供・移転	提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報保護条例及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱に沿って判断する。市民局市民情報室市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について必要な確認を行う。	提供・移転を行う場合には、番号法、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱その他関係法令に沿って判断する。市民局市民情報課が、提供・移転の可否及び範囲について、必要な確認を行う。	事後	重要な変更に該当しないため